

韓国における商号登記制度の改革に関する提言



明信特許法律事務所
代表弁理士

金 明信*

まさに 21 世紀は知的財産の重要性が最も浮かび上がると共に、その保護もまた徹底してなされている。知的財産の中でも商号と商標は、互いに密接した関係にありながらもその価値に優劣をつけることができないにも拘わらず、現実的には商標の保護よりは商号の保護が不十分であるという思いを消し去ることができない。

以下、韓国法上、商標と商号の保護に対して検討する。

韓国が加入した産業財産権保護のためのパリ協約 (Paris Convention)、貿易関連の知的財産権に関する協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Protocol relating to the Madrid Agreement concerning the International Registration of Marks) 等、数多くの知的財産に関する国際協約や条約はもちろんのこと、韓国内の法規である不正競争防止および営業秘密の保護に関する法律、不正貿易行為調査および産業被害の救済に関する法律を見ても、商号と商標のいずれもその保護対象に規定しており、そのいずれかのみ的重要性を強調してはいない。

交通と通信が発達して、地球村が一日生活圏に急速に変化していている実情においては、商品やサービスの交易では事実上、商号と商標の区別の実益がだんだん減少していている趨勢であると見ることができ

る。いわゆる CIP 計画により商標を商号化するとか、商号を商標化するとかいう現象、商標や商号がいずれも事実上、商品の出所や商品の品質を判断する基準となっている事実、未登録商標や未登記商号も保護している現実等を考慮したとき、いまや商標と商号を区別して最初から最後まで別の法律の別の基準によって保護しなければならないという論理は、その意味が徐々に色褪せている。

これをさらに具体的に察し見ると、

現在、商号の登記に関する規定がある商法規定は、基本的に日本の商法と大同小異であり、これはまたドイツの商法をはじめとする大陸法体系の商法をモデルとしたものである。

ところで、このような大陸法体系の商法の基本枠は数百年にもなるものであって、特に商号に関する規定は、現代社会の経済活動とはかなり距離があるといっても過言ではない。このような規定は、産業革命以後の時代状況を考慮したものであって、デジタル時代の情報革命を想像さえもすることができなかった時代の法律であるといえる。

例えば、商号は各行政地域単位に登記するようになっており、地域が異なると同一ないし類似した商号が登記され得るのが実情である。

また、同一の行政地域内における類似商号の審査基準がそれほど厳格であるとは見られない。よって、特許庁の商標審査基準によると、類似であると判断される商号も商号登記の際には少しでも異なればいずれも登記されて、結局需要者の立場から見ると混同が引き起こされて、不本意にも被害を受ける場合もある。しかも、このようなそれぞれ異なる法律体系の下において、商標権者と商号権者がそれぞれ異なるために引き起こされる問題が最も深刻である。

すなわち、商人の名称である商号は、商法が保護しているのに対して、商品の名称である商標やサービスの名称であるサービス標は商標法が保護しているが、商標法は既存の登録商標と同一・類似の商品において使用する商標との審査が厳格であるだけでなく、その登録効果が全国的に及んでいる。

1967 年に設立されて 1979 年に韓国が加入しており、現在 184 ケ国の会員国が加入している知的財産権の国際的保護の促進と国際協力のための UN 傘下の

* 元大韓弁理士会会長

国際機関である世界知的財産機関（World Intellectual Property Organization）の設立の趣旨を考慮し、Madrid Protocol に従って特定商標に対して多数の国家を指定して登録しておけば、同時に多数の国家において保護されているが、これと類似しながらも法の適用が異なるという理由のみで登記商号は未だに特定国家の特定の行政地域のみを基準として保護されている実情、商号制度と商標制度の短所を補完するために、元来は商号であったがこれを商標法によって保護しようとするいわゆる商号商標制度さえも出現している事実、先使用商号と登録商標が抵触した際に商法と商標法で保護するのが難しい事件に対して、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律で保護している点等を総合的に勘案してみると、いまや、これ以上商号登記制度を交通と通信が発達していなかった数百年前の時代状況から脱皮して、現代的な産業活動を考慮した制度に根本的に改革する必要がある。

一方、商法上、不正な目的で他人の営業であると誤認し得る商号を使用できないように規定しており、これに違反すると登記商号の廃止を請求することができる道があることはある。

ところが、根本的に商号登記の後、様々な事情によりその登記商号を長い間使用していないとか、または事実上その営業を廃止または清算したにも拘わらず、商号登記簿にはその商号が依然として登記されていることから、第三者がこれと同一または類似した商号を登記しようとする場合、障害となっているのが現在の実情である。

したがって、例をあげると、登記後 20 年間使用していない商号は、職権で抹消させたり商標法上、不使

用取消審判請求の制度のように、一定期間使用していない商号は該当商号登記と利害関係がある者による登記商号抹消請求により、登記商号を抹消させて整理する方案を講究する必要もある筈である。

したがって、ここに敢えて幾つかの商号登記制度に関する具体的な提案をしようと思う。

第一に、既に登記された商号はそのままにすることも、今後新規に登記される商号は、各行政地域単位でない全国を管轄する中央登記所で審査して登記するようにする。

第二に、登記商号の効力を全国的に及ぼすようにする。

第三に、商号の登記前に商標のように一定期間の間異議申立を受付けて公衆審査の手続きを経るようにし、事前に紛争を予防することができるようにする。

第四に、商号の審査基準を設ける際に、商標審査基準の趣旨を参考とする。

第五に、長期間使用されていない登記商号に対する抹消制度を新設する。

第六に、20 年毎に登記商号の更新制度を導入する。パリ協約においても商号は知的財産権の一種として、その保護を規定している対象であるのに対して、韓国内法においては商標よりも商号の法的保護が不十分であり、具体的な制度の整備が時代の変化に合わせてなされていないのが現実であるところ、以上のような提案内容を反映するとすれば、知的財産の一部分としての商号の効率的な保護が可能であるものと思われるところである。

最後に、韓国の商号登記制度は日本の商号登記実務と類似した点が多いため、日本の商号登記制度の改善にも多少参考となることを期待する。

(原稿受領 2008. 7. 14)